

歴史-3 児湯郡印

官司（地方では国司や郡司）の命令や報告・連絡等の公式な書類には、改ざんを防止し正式な公文書であることを証明するため、官印がおされるのが原則でした。

児湯郡印（西都市所蔵）は全国で5例確認されている郡印のひとつで、国の重要文化財に指定されています。法量（サイズ）は縦、横4.4cmの方形、高さは5.6cm、持ち手（鈕）の部分に穴が空いており紐がついていた可能性があります。



日向国では現在の西都市に国の役所（国衙）があったことが発掘により明らかになっていますが、郡の役所の場所や存在はわかっていません。児湯郡印は、西都市三宅の河野家に伝世されてきたもので、出土地がわかればその近隣に児湯郡の役所があった可能性があります。